東京都自立支援協議会第二回本会議 (平成 25 年 10 月 4 日開催) グループ討議まとめ (1 グループ)

<討議内容>

ライフステージごとの支援の対象者や支援の取組、連携先等の課題について

[16出席者]

高沢委員(進行)、高見委員、近藤委員、山田委員、今村委員、平川委員、木村委員 *欠席:井上委員、川島委員

乳幼児期

- 〇 親への支援
 - 保健所の乳幼児相談。虐待ケースや親が精神疾患を抱えているケースあり。
 - ・保健師の訪問を拒否するケースあり。シングルマザーや外国人で健診を受けないケース、 DV 相談もあり。
 - ・療育施設を紹介しても、障害を認めたくないなどで、すぐにはつながらない ⇒保健所の 母親グループ活動による支援
- 〇 健診後の支援
 - ・乳幼児健診後、母子通園にも来なくなり、そのうち学齢期や成人期で行動障害が現れたり、多問題が発生するケースあり。

学齢期

- 〇 通学支援、学校における支援等
 - ・呼吸器を付けているなど、医療的ケアが必要な場合の介助者不足
 - ・大学に進学した重度身体障害者で、親が4年間学校に送迎した事例あり ⇒就学支援、通学支援、代策支援等必要
 - ・普通学校に通学する発達障害児の増加
 - ・学校の中でのエンパワメント支援も必要
 - ・普通学校等における障害者についての啓発活動が不十分
- 〇 放課後対策等
 - タイムケアサービスの施設が少ない ⇒民間事業所の増加を。
- 〇 本人だけでなく家族も含めた支援の必要性

青年・壮年期

- 〇 卒後に向けた連携
 - ・学校卒業後、一般就労に結びつかないケース。特別支援学校と就労支援事業所とのネットワークが必要。

- つ 精神障害者の相談支援。早期発見、早期支援
- 〇 治療、支援につながっていない精神障害者
 - ・近隣とのトラブルに関する相談
- 〇 発達障害者の就労支援
 - ・支援者に知識がないと就労支援が困難

〇 親なき後等

- グループホームなどで生活する練習が不足 ⇒生活の力をつけるために必要
- ・期限付きの入所施設があるが、その後の生活が問題。施設が必要な親もいる。
- 親が若いうちから、どのように地域とつながりを作っていくかが大事。
- 〇 長時間介助、医療的ケア
 - ・介護サービスの支給時間が少なく、介助者も不足
 - ・医療従事者との連携が必要
 - ・知的障害者で、入院を断られる場合あり。入院しても拘束されるなどの問題もあり。

〇 入院中の支援

・完全看護といっても、マンツーマン介護が必要な人に、病院が対応できていないという実 態あり。

〇 相談の場

・何かあったときに24時間いつでも相談できる人、相談できる場所が必要。

〇 把握困難な障害者

ある自治体が盲ろう者に情報提供しようとしたが、どこにいるのか分からず大変だったと聞いた。そのような人を把握する体制がない。

高齢期

- 〇 要支援者世帯(老障介護等)に対する支援機関の連携等
 - 精神疾患のある高齢者とそのきょうだいのみの世帯。きょうだいが入院したら生活が困難に。どのように介入できるか。主たる支援機関はどこになるか。機関の連携体制は?
 - ・介護保険の利用者である親と障害者の世帯で親への虐待。主たる支援機関はどこになるか。機関の連携体制は?

〇 介護保険への移行

・先天性の聴覚障害で片麻痺になった方。65 歳になると障害サービスの支給量が減った。 介護保険サービスでは、本人のコミュニケーション手段に対応できるヘルパーを探すのが 困難。介護保険優先という制度の問題、本人のニーズに合わないという問題あり。

- ・介護保険の対象年齢になった精神障害者。環境変化を嫌がり、高齢者のデイサービスを利用したがらないケースあり。高齢者のデイ側も精神障害者の受け入れが困難。
- ・障害の特性の理解の困難
 - *介護保険優先であれば、介護支援専門員には障害に関するきちんとした知識が必要。
- ・介護保険の上乗せで重度訪問介護支給 ⇒支給時間が不足する不安
- ・相談等の窓口が介護保険部署に変わる ⇒不安

〇 居場所

・お茶を飲めたり、どこかに出かけたりするような居場所がない ⇒知的障害者のデイサー ビスが必要

全 般

- 〇 計画相談、支給決定
 - ・これまで認められなかったサービス支給量が、利用者がセルフプランを提出したときに認められるか。
 - ・支給決定プロセスの透明性。利用者を含めた協議調整のしくみ
 - 計画相談は、利用者にとってはしくみが分かりにくい ⇒簡素化
 - ・本人中心の計画を。どういう支援があれば本人のニーズが具体化されていくのか。

〇 障害福祉制度

- ・措置、支援費、自立支援法、総合支援法と制度が変わったが、措置がよかった。費用負担 もなかった。
- ・障害者の制度は、圧倒的に数が多い高齢者に押されてしまう。発信していく必要があり。
- 〇 「分け隔てない」
 - ・国連の権利条約。障害を理由として選択肢が狭められないこと。
- 〇 コミュニティ
 - ・どのように地元の人とつながっていくかが問題。災害時に発見が遅れた事例あり。